



長野県訓令第1号

本府内部部局
現地機関
労働委員会事務局

長野県職員服務規程（昭和40年長野県訓令第16号）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行します。

平成26年3月31日

長野県知事 阿部 守一

第31条の3第2項中「様式第13号の4」を「様式第13号の5」に改め、同条を第31条の4とし、第31条の2の次に次の1条を加える。

（配偶者同行休業）

第31条の3 職員は、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年長野県条例第3号）の規定に基づき、配偶者同行休業の承認を申請しようとするときは、あらかじめ配偶者同行休業承認申請書（様式第13号の4）を所属長及び人事課長を経由して提出しなければならない。

様式第13号の4中「(第31条の3関係)」を「(第31条の4関係)」に改め、同様式を様式第13号の5とし、様式第13号の3の次に次の様式を加える。

(様式第13号の4)(第31条の3関係)

配偶者同行休業承認申請書

年 月 日

長野県知事 様

所属名
職名
氏名 (印)
(職員番号)

次のとおり配偶者同行休業を承認してください。

1 申 請 の 区 分	<input type="checkbox"/> 配偶者同行休業(2、3及び4に記入) <input type="checkbox"/> 期間の延長(2、3、5及び6に記入)
2 氏 名	
申 請 に 係 る 配 偶 者	申請時の所属先の名称(所在地) ()
外 国 滞 在 の 事 由	
	外国滞在中の所属先の名称(所在地) ()
外 国 滞 在 の 事 由 の 繼 続 す る 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所(居所)	
4 申 請 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
5 延 長 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
既に休業している期間	年 月 日から 年 月 日まで
6 延 長 の 申 請 理 由	
7 備 考	

- (備考) 1 氏名を自署する場合においては、押印を省略できること。
 2 該当する□には、レ印を記入すること。
 3 この申請書には、配偶者の外国滞在の事由及び期間が確認できる書類を添付すること。
 4 「3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所(居所)」欄は、申請時点で未定の場合には「未定」と記入し、申請期間の初日の前日までに外国滞在中の住所(居所)を定め、報告すること。
 5 「7 備考」欄には、以前に配偶者同行休業をしている場合における当該配偶者同行休業に係る配偶者の外国滞在の事由及び職員の休業期間その他参考となる事項を記入すること。

人事課

長野県訓令第2号

本庁内部部局
現地機関

職務に専念する義務の特例に関する訓令(昭和61年長野県訓令第9号)の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行します。

平成26年3月31日

長野県知事 阿部守一

「本則の1の表中
(社)長野県危険物安全協会
(社)長野県消防設備協会」を

「一般社団法人長野県危険物安全協会
一般社団法人長野県消防設備協会」に、「監事 局付」を

「監事」に、

「一般財団法人長野県文化振興事業団	理事 監事
を	
「一般財団法人長野県文化振興事業団	
理事 評議員	
」に、	
「(財)長野県市町村振興協会	
理事	
」を	
「公益財団法人長野県市町村振興協会	
理事 評議員	
」に、	
「(社)長野県地域包括医療協議会」を	
「一般社団法人長野県地域包括医療協議会」に、	
「(財)長野県健康づくり事業団」を	
「公益財団法人長野県健康づくり事業団」に、	
「(社)長野県歯科医師会障害者歯科保健委員会」を	
「一般社団法人長野県歯科医師会障害者歯科保健委員会」に、	
「長野県水道協議会」参与	
」を	
「一般社団法人長野県環境保全協会 理事	
長野県水道協議会 参与	
長野県上伊那広域水道用水企業団議会 議員	
」に、	
「エコアクション21 長野産環協」運営委員会 を	
「エコアクション21地域事務局「長野産環協」運営委員会」に、	
「副委員長 委員」を	
「副委員長」に、	
「A R E C ・ F ii プラザ」幹事	
」を	
「信州大学信州地域技術メディカル展開センター事業戦略委員会」委員	
」に、	

「(社)信州・長野県観光協会	理事 常任参与監事
」を	
「一般社団法人信州・長野県観光協会	
理事 監事	
」に、	
「田舎暮らし「楽園信州」推進協議会 会長	
」を	
「田舎暮らし「楽園信州」推進協議会 運営委員長 事務局長	
」に、	
「(財)長野県国際交流推進協会	
(財)自治体国際化協会長野県支部	
」を	
「公益財団法人長野県国際化協会	
一般財団法人自治体国際化協会長野県支部	
」に、	
「長野県河北省経済交流推進協議会 会長 事務局長	
外国籍児童支援会議 理事 幹事	
多文化共生くらしのサポートー運営委員会 委員	
」を	
「多文化共生くらしのサポートー運営委員会 委員	
」に、	
「信州農産物P R協会 副会長	
長野県農産物等輸出促進協議会 副会長 事務局長	
」を	
「長野県農産物等輸出事業者協議会 副会長 事務局長	
信州6次産業化推進協議会 会長 委員 幹事長 事務局長	
」を	
「(社)長野県原種センター	
(社)長野県植物防疫協会	
」を	
「一般社団法人長野県原種センター	
一般社団法人長野県植物防疫協会	
」に、	
「(財)長野県農林研究財団 評議員 理事	
」を	
「一般財団法人長野県農林研究財団 評議員	
」に、	

長野県埋設農薬処理対策協議会	会長 委員 事務局長
(社)長野県果実生産出荷安定基金協会	理事

を

一般社団法人長野県果実協会	理事
---------------	----

に、

(社)長野県畜産物価格安定基金協会	理事
(財)長野県野菜生産安定基金協会	理事
(社)全国鶏卵価格安定基金	評議員

を

公益社団法人長野県畜産物価格安定基金協会	理事
一般財団法人長野県野菜生産安定基金協会	理事

に、

(社)長野県畜産会	参与
-----------	----

を

一般財団法人長野県果樹研究会	顧問
長野県果樹種苗協会	顧問

に、

(財)長野県農業開発公社	副理事長 参与 監事
--------------	---------------

を

公益財団法人長野県農業開発公社	理事 监事 評議員
-----------------	-----------

に、

(社)長野県農業担い手育成基金	を
-----------------	---

公益社団法人長野県農業担い手育成基金	に、
--------------------	----

(社)長野県建築士会	顧問 相談役
(社)長野県建築士事務所協会	顧問 相談役

を

一般社団法人長野県建築士会	顧問
一般社団法人長野県建築士事務所協会	顧問

に、

(社)日本住宅協会	評議員
(財)長野県科学振興会	常務理事 幹事 監事
(財)長野県学校科学教育奨励基金	監事

を

一般社団法人日本住宅協会	評議員
--------------	-----

に改める。

本則の2の表中

(社)長野県地域包括医療協議会地区協議会	を
----------------------	---

長野県地域包括医療協議会地区協議会	に、
-------------------	----

地区辺境地畑作振興協議会	顧問
地域卸売市場整備推進協議会	会長 顧問
地方畜産振興会	顧問
地区園芸作物生産振興協議会	顧問

を

地域卸売市場整備推進協議会	会長 顧問
---------------	-------

に、

(財)長野県農業開発公社支所	を
----------------	---

公益財団法人長野県農業開発公社支所	に、
-------------------	----

(社)長野県建築士会支部	支部顧問
(社)長野県建築士事務所協会支部	支部顧問
(財)長野県科学振興会支部	支部長

を

一般社団法人長野県建築士会支部	支部顧問
一般社団法人長野県建築士事務所協会支部	支部顧問

に改める。

(社)長野県地域包括医療協議会	を
(社)長野県地域包括医療協議会地区協議会	を

一般社団法人長野県地域包括医療協議会	に、
長野県地域包括医療協議会地区協議会	に、

(財)長野県健康づくり事業団	を
----------------	---

公益財団法人長野県健康づくり事業団	に改める。
-------------------	-------

本則の5の表中

(社)長野県公害防止管理協会	参与
公益財団法人長野県下水道公社	請負人選定委員

を

公益財団法人長野県下水道公社	請負人選定委員
----------------	---------

に、

信州メディカルシーズ育成拠点事業運営委員会	委員
-----------------------	----

を

信州メディカルシーズ育成拠点事業運営委員会	委員
信州大学信州地域技術メディカル展開センター事業戦略委員会	委員

に、

(財)松本ソフト開発センター	委員
----------------	----

一般財団法人松本ソフト開発センター	委員
-------------------	----

A R E C ・ F ii プラザ	副会長
(地区)勤労青少年ホーム運営委員会	委員

を

(地区)勤労青少年ホーム運営委員会	委員
-------------------	----

に、

長野県教育委員会訓令第1号

県立中学校
県立高等学校
県立特別支援学校

長野県立学校職員服務規程（平成2年長野県教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行します。

平成26年3月31日

長野県教育委員会

第26条の2の次に次の1条を加える。

(配偶者同行休業)

第26条の3 職員は、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年長野県条例第3号）の規定に基づき、配偶者同行休業の承認を申請しようとするときは、あらかじめ配偶者同行休業承認申請書（様式第25号の3）を校長及び主管課長を経由して提出しなければならない。 様式第25号の2の次に次の様式を加える。

人事課

(社)信州・長野県観光協会	委員
---------------	----

一般社団法人信州・長野県観光協会	委員
------------------	----

(社)長野県植物防疫協会	理事 参与 評議員 支部長
--------------	---------------

一般社団法人長野県植物防疫協会	理事 参与 審議員
-----------------	-----------

(財)長野県農林研究財団	委員
--------------	----

一般財団法人長野県農林研究財団	委員
-----------------	----

(社)長野県獣医師会支部	顧問
全国酪農経営安定対策連絡協議会	事務局長
(財)長野県果樹研究会	顧問

一般財団法人長野県果樹研究会	顧問
----------------	----

に改める。

人事課

(様式第25号の3)(第26条の3関係)

配偶者同行休業承認申請書

年 月 日

長野県教育委員会

様

所属名

職名

氏名

(印)

(職員番号)

)

次のとおり配偶者同行休業を承認してください。

1 申請の区分	<input type="checkbox"/> 配偶者同行休業(2、3及び4に記入) <input type="checkbox"/> 期間の延長(2、3、5及び6に記入)
2 申請に係る配偶者	氏名
	職業
	申請時の所属先の名称 (所在地)
3 外国滞在の事由	()
4 職員及び配偶者の外国滞在中の住所 (居所)	年 月 日から 年 月 日まで
5 延長の期間	年 月 日から 年 月 日まで
既に休業している期間	年 月 日から 年 月 日まで
6 延長の申請理由	
7 備考	

(備考) 1 該当する□には、印を記入すること。

2 この申請書には、配偶者の外国滞在の事由及び期間が確認できる書類を添付すること。

3 「3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所(居所)」欄は、申請時点未定の場合には「未定」と記入し、申請期間の初日の前日までに外国滞在中の住所(居所)を定め、報告すること。

4 「7 備考」欄には、以前に配偶者同行休業をしている場合における該配偶者同行休業に係る配偶者の外国滞在の事由及び職員の休業期間その他参考となる事項を記入すること。

高校教育課
特別支援教育課